



第1部
川口市の概要



第1章 市 勢

第1章 市 勢

第1節 沿 革

「キューポラのまち」「植木のまち」として全国に名の知られている川口市は、埼玉県最南端に位置し、荒川を隔てて首都東京と隣接する産業都市です。

市内各所に散在する貝塚に見られるとおり、古くは縄文時代から大宮台地上に集落が営まれ、弥生時代以降は荒川左岸の平坦地を中心に人々の生活が営まれるようになり、時代の経過とともにこれらの集落が発展し、「まち」の骨格が形成されて来たものですが、鎌倉時代の文献によれば、現在の荒川が入間川と呼ばれていた頃、このあたりが河口だったことから川口の名が生まれたといわれています。

江戸時代は、大消費地江戸を隣にひかえ、舟運、地勢にも恵まれたことから鋳物、植木産業が飛躍的に発展し、その伝統は今に伝えられています。

明治22年の市町村制の実施に伴い川口町となり、川口町・横曽根村・南平柳村・青木村の1町3村が合併し、昭和15年には芝村・神根村・新郷村の3村を合併。更に昭和31年に安行村、昭和37年に美園村の一部であった戸塚を合併しました。

そして平成23年10月11日、人口約6万人、面積6.22平方キロメートルの鳩ヶ谷市と合併し、人口約58万人、面積約62平方キロメートルとなった新川口市がスタートしました。

古くは徳川将軍参詣の社参行列が通った「日光御成道（にっこうおなりみち）」の宿場町として栄えた川口市は、伝統の鋳物・植木をはじめとする幅広い産業と、市民のたゆまぬ努力に支えられ、将来都市像である「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」を目指して着々とその歩みを進めています。

第2章
令和2年度
当初予算

第2章 令和2年度 当初予算

1 当初予算

(単位：千円)

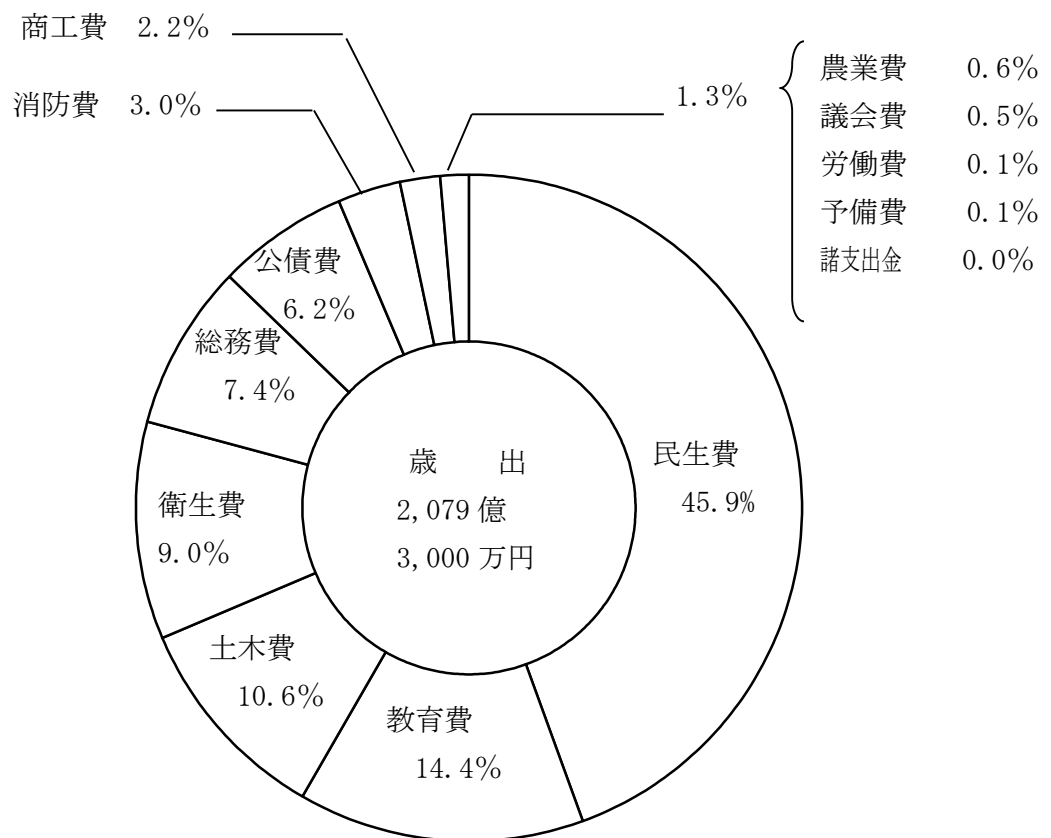
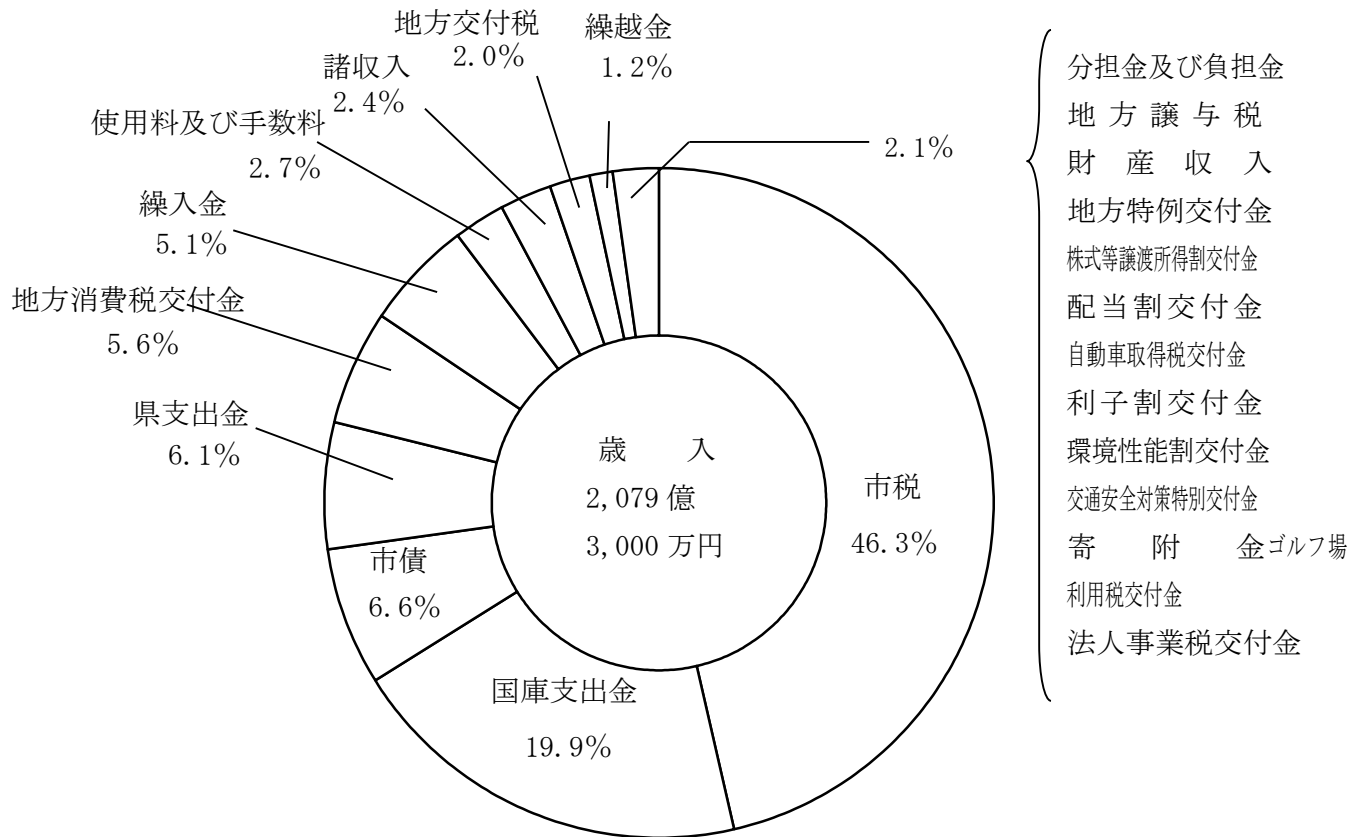
区 分	予 算 額	構 成 比 (%)
一 般 会 計	207,930,000	51.4
特 別 会 計	136,557,925	33.7
企 業 会 計	60,157,000	14.9
計	404,644,925	100.0

2 一般会計予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
区 分	予 算 額	区 分	予 算 額
1 市 税	96,315,216	1 議 会 費	940,758
2 地 方 譲 与 税	946,000	2 総 務 費	15,454,695
3 利 子 割 交 付 金	80,000	3 民 生 費	95,466,246
4 配 当 割 交 付 金	350,000	4 衛 生 費	18,687,024
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	350,000	5 労 働 費	293,893
6 法 人 事 業 税 交 付 金	380,000	6 農 業 費	1,218,453
7 地 方 消 費 税 交 付 金	11,600,000	7 商 工 費	4,510,385
8 コ ー プ 場 利 用 税 交 付 金	7,000	8 土 木 費	22,123,250
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	9 消 防 費	6,301,833
10 環 境 性 能 割 交 付 金	140,000	10 教 育 費	29,831,290
11 地 方 特 例 交 付 金	720,000	11 公 債 費	12,894,667
12 地 方 交 付 税	4,100,000	12 諸 支 出 金	7,506
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	60,000	13 予 備 費	200,000
14 分 担 金 及 び 負 担 金	936,246		
15 使 用 料 及 び 手 数 料	5,691,218		
16 国 庫 支 出 金	41,289,047		
17 県 支 出 金	12,738,654		
18 財 産 収 入	462,078		
19 寄 附 金	15,551		
20 繰 入 金	10,567,716		
21 繰 越 金	2,500,000		
22 諸 収 入	5,018,173		
23 市 債	13,663,100		
計	207,930,000	計	207,930,000

3 一般会計予算の構成割合



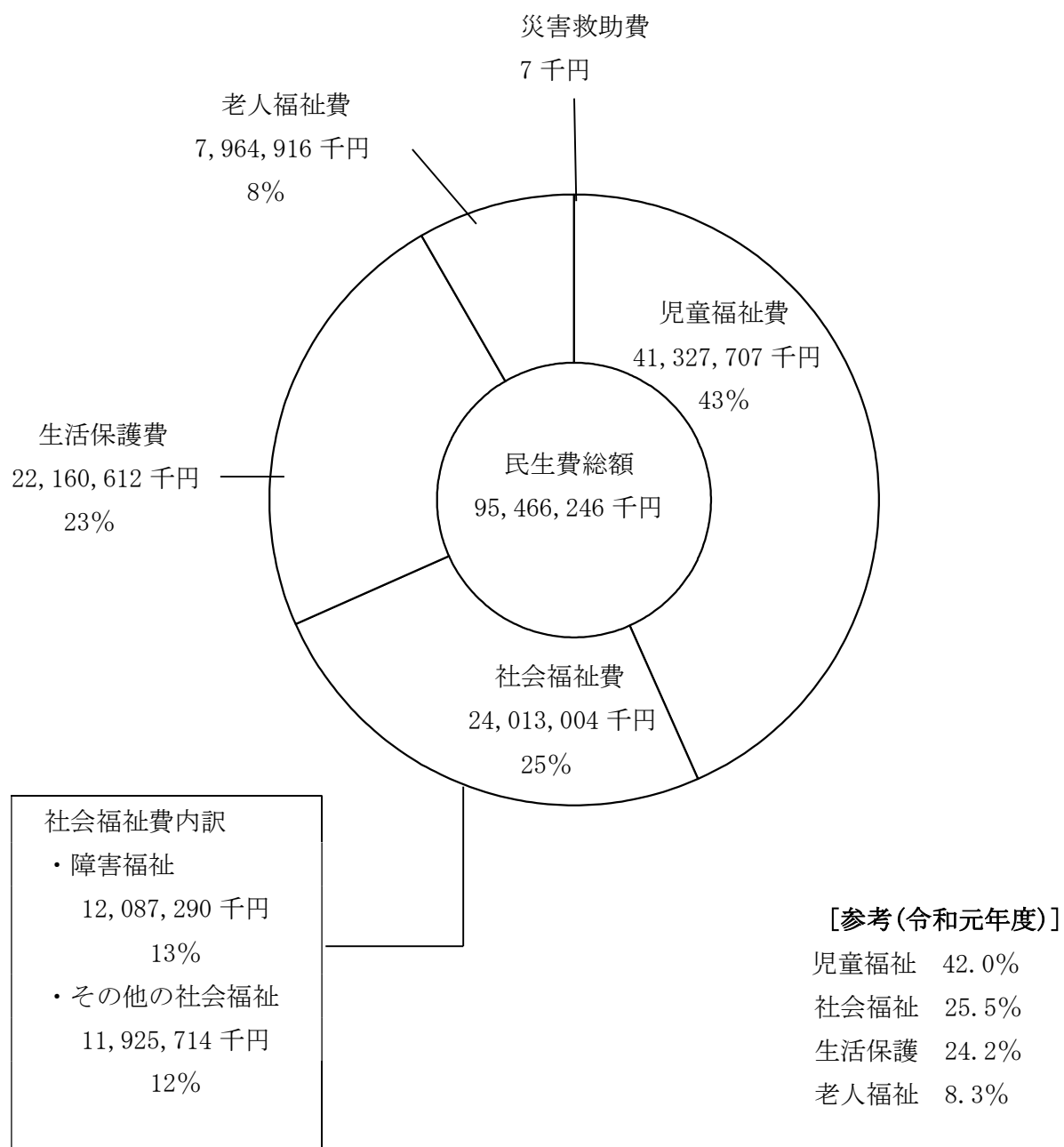
4 福祉部・子ども部予算

民生費予算

(単位：千円)

項	目	予 算 額
社 会 福 祉 費	社 会 福 祉 総 務 費	11,862,074
	障 害 者 福 祉 費	2,060,932
	障 害 者 総 合 支 援 事 業 費	9,271,124
	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 費	755,234
	地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 費	63,640
	小 計	24,013,004
老 人 福 祉 費	老 人 福 祉 総 務 費	6,861,534
	老 人 福 祉 費	388,222
	老 人 福 祉 施 設 費	715,160
	小 計	7,964,916
児 童 福 祉 費	児 童 福 祉 総 務 費	1,296,939
	ひ と り 親 家 庭 福 祉 費	2,247,047
	保 育 所 費	18,966,152
	児 童 健 全 育 成 費	314,960
	家 庭 児 童 相 談 費	155,579
	障 害 児 通 所 支 援 費	2,352,535
	児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 費	154,647
	児 童 発 達 支 援 事 業 所 費	46,581
	家 庭 保 育 室 費	81,472
	入 院 助 産 費	11,700
	児 童 手 当 費	9,818,334
	子 ど も 医 療 費	2,187,760
	私 立 幼 稚 園 支 援 費	3,197,146
	青 少 年 対 策 費	24,883
	保 育 所 建 設 費	471,972
小 計	41,327,707	
生 活 保 護 費	生 活 保 護 総 務 費	1,002,632
	扶 助 費	21,157,980
	小 計	22,160,612
災 害 救 助 費	災 害 救 助 費	7
合 計		95,466,246

民生費内訳



特別会計予算

(単位：千円)

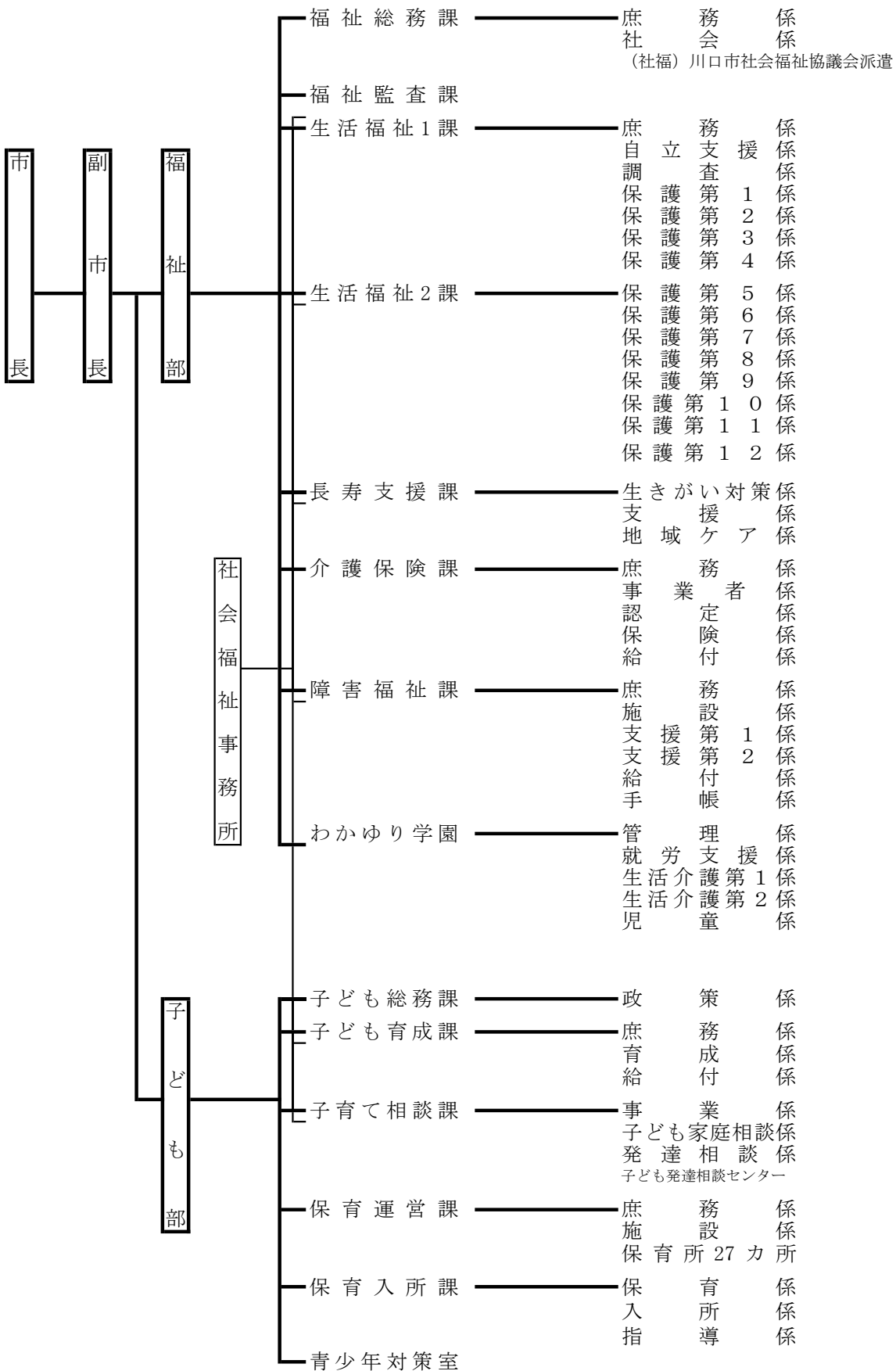
区 分	本年度	構成比	前年度	比 較	増減率	
特別会計合計	136,557,925	100.0%	132,068,571	4,489,354	3.4%	
福祉部 ・ 子ども 部 関係	川口市介護保険 事業 特別会計	41,906,000	30.7%	38,897,100	3,008,900	7.7%
	川口市母子父子寡 婦福祉資金 貸付事業 特別会計	75,700	0.1%	58,800	16,900	28.7%
	小 計	41,981,700	30.7%	38,955,900	3,025,800	7.8%

第3章
福祉部・子ども部
行政機構

第3章 福祉部・子ども部 行政機構

1 福祉部・子ども部 行政組織

令和2年4月1日現在



2 事務分掌

福祉部

福祉総務課

- (1) 部内の連絡調整に関する事。
- (2) 福祉に係る施策の調査研究及び企画調整に関する事。
- (3) 福祉資金に関する事。
- (4) 被災者の援護に関する事。
- (5) 戦没者遺族等の援護に関する事。
- (6) 民生委員・児童委員に関する事。
- (7) 更生保護事業の援助に関する事。
- (8) 北朝鮮による拉致問題の解決に向けた支援に関する事。
- (9) 第二庁舎の管理に関する事。

福祉監査課

- (1) 社会福祉施設等の指導監査に関する事。
- (2) 社会福祉施設整備工事検査に関する事。
- (3) 介護保険サービス事業者等の指導監査に関する事。
- (4) 障害福祉サービス事業者等の指導監査に関する事。

生活福祉1課・生活福祉2課

- (1) 生活保護に関する事。
- (2) 生活困窮者に対する支援に関する事。
- (3) 中国残留邦人等に対する支援給付に関する事。
- (4) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。

長寿支援課

- (1) 高齢者の援護に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に係る相談及び指導に関する事。
- (3) 高齢者の権利擁護に関する事。
- (4) 高齢者の社会参加及び生きがい推進に関する事。
- (5) 敬老祝金に関する事。
- (6) 重度要介護高齢者福祉手当に関する事。
- (7) 高齢者福祉施設の整備に関する事。
- (8) 地域支援事業に関する事。

介護保険課

- (1) 介護保険に関する事。

障害福祉課

- (1) 障害者及び障害児の援護に関すること。
- (2) 障害者及び障害児に係る相談及び指導に関すること。
- (3) 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (4) 重度心身障害者医療費に関すること。
- (5) 身体障害者手帳の交付に関すること。
- (6) 指定障害福祉サービス事業所の指定に関すること。
- (7) 指定通所支援の事業所の指定に関すること。

わかゆり学園

- (1) 児童発達支援センター通園児の支援に関すること。
- (2) 児童発達支援事業所通園児の支援に関すること。
- (3) 生活介護事業所利用者の支援に関すること。
- (4) 就労移行支援事業所利用者の支援に関すること。
- (5) 就労継続支援B型事業所利用者の支援に関すること。
- (6) 地域活動支援センター事業に関すること。
- (7) 障害児者相談支援事業に関すること。
- (8) 保育所等訪問支援事業に関すること。

子ども部

子ども総務課

- (1) 部内の連絡調整に関すること。
- (2) 子どもの福祉に係る施策の調査研究及び企画調整に関すること。
- (3) 児童福祉施設の設置認可に関すること。
- (4) 認可外保育施設の届出に関すること。

子ども育成課

- (1) 児童育成及び子育て支援に関すること。
- (2) ひとり親家庭等の福祉に関すること。
- (3) 子ども医療費に関すること。
- (4) ひとり親家庭等医療費に関すること。
- (5) 児童手当及び児童扶養手当に関すること。

子育て相談課

- (1) 家庭児童相談に関すること。
- (2) 発達支援に関すること。

保育運営課

- (1) 公立保育所の運営に関すること。

保育入所課

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用に関すること。
- (3) 特定子ども・子育て支援施設等の利用に関すること。
- (4) 家庭保育室の利用に関すること。
- (5) 保育施設への立入に関すること。
- (6) 私立幼稚園に係る補助に関すること。

青少年対策室

- (1) 青少年に係る行政施策の総合調整に関すること。
- (2) 青少年に係る相談、育成及び指導に関すること。
- (3) 青少年に係る行政機関及び団体との連絡調整に関すること。

第4章 川口市の 福祉概要

第4章 川口市の福祉概要

第1節 川口市地域福祉計画

きらり川口 地域ふれあいプラン

1 はじめに

地域福祉とは、地域に暮らす一人ひとりが地域のことに関心を持ちながら、そこに暮らす様々な人たちとのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりするような関係を築いていこうという考えです。

本市では、地域福祉を総合的かつ効率的に推進していくための基本指針として平成15年度に10年間を計画期間とする「川口市地域福祉計画」を策定し、計画の中間年にあたる平成20年度には見直しを図り、計画を実行してきました。

平成25年度には、同じく10年間を計画期間とする「第2期川口市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に努めてきたところです。また、本市は平成30年4月1日から中核市に移行し、市民に身近な多くの行政サービスの権限が県から移譲され、これまで以上に自らの判断と責任で地域の実情に合った、より質の高い市民サービスを提供することができるようになりました。

そこで、社会環境の変化や住民ニーズの移り変わりなど、様々な要因を踏まえ、令和元年度から令和5年度までの本市における地域福祉の推進に資する取組の方向性を示す計画として、「第2期川口市地域福祉計画」を見直し、「第2期川口市地域福祉計画（後期）」を策定しました。

2 基本的な考え方

(1) 基本理念 「きらり川口 地域ふれあいのまちづくり」

- ・かがやく自助（じりつ）の意識づくり
- ・さわやか互助・共助（ささえあい）の地域づくり
- ・こまやか公助（サポート）のまちづくり

(2) 基本目標

① 地域で支えあう仕組みづくり

地域に存在する様々な問題・課題を解決するために、地域コミュニティの創造・強化や、分野を超えた相談・コーディネート体制の充実を進めます。

② 伝え育む仕組みづくり

地域の課題を福祉サービスにつなげ、解決へと導くために、市民の啓発やサービス提供者の情報発信力の強化に取り組むとともに、次世代を担う地域の福祉人材の育成・発掘に努めます。

③ その人らしく暮らす環境づくり

様々な特性を持った市民がお互いの多様性を認めあい、自己実現を図ることができる環境づくりを進めます。

3 基本施策

(1) 地域で支えあう仕組みづくり

① 多様な分野との連携

(「ネットワークづくりとコーディネート体制の充実」「分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備」)

② 地域コミュニティの創造・強化

(「地域に目を向ける活動の推進」「地域住民交流の促進」「地域活動ネットワークづくり」「社会福祉協議会の活動支援」「地域福祉実践体制の強化」「ボランティア活動の活性化と質の向上」「地域福祉活動団体の創出・支援」)

③ ライフステージに着目したコミュニティ活動の強化

(「子育て支援の地域づくり」「若い世代の活動機会づくり」「勤労世代の活動の促進」「退職者等の活動支援」)

④ 地域の見守り活動の推進

(「地域ぐるみの防災・防犯の取組」「孤立・孤独を防ぐ地域の活動」)

⑤ 福祉サービスの充実

(「相談・ケアマネジメント体制の整備」「サービス評価体制の確立」「生活困窮者の自立支援の推進」)

(2) 伝え育む仕組みづくり

① 情報発信の強化(啓発)

(「利用者の立場に立ったサービス情報提供体制の充実」「関係する法制度の周知・活用の促進」)

② 教育(人材育成)

(「地域福祉人材の育成・発掘」「差別・偏見を解消する取組」「福祉教育・学習の充実」「ボランティア活動のきっかけづくり」)

(3) その人らしく暮らす環境づくり

① バリアフリー化の推進

(「安全・安心な住環境づくり」「移動・情報伝達手段のバリアフリー化の推進」)

② 自己実現の支援

(「特別支援教育の推進」「障害者・高齢者の就労機会の拡大」「障害者・高齢者の社会参加の促進」)

③ 権利擁護の推進

(「権利擁護の推進」「苦情解決体制の整備」「虐待防止体制の整備」「市民後見人の育成」)

第2節 川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

やさしさ あんしん いきいきプラン

1 第7期（平成30年度から令和2年度）高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成12年度の介護保険制度の開始以降、本市では制度の円滑な運営に努めるとともに、総合的な保健福祉サービスの一層の充実を図り、保健・福祉・介護に関する施策を一体的に進めて参りました。第7期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、第6期計画で掲げた基本理念を継承するとともに、高齢者の自立支援・重度化防止への取り組みの強化、医療・介護の連携の推進、地域共生社会に向けた取り組みの推進のため、平成30年度から令和2年度までの3年間に取り組むべき施策・事業や達成すべき目標を定めました。

2 基本理念

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築する。

3 3つの基本方針とそれに基づいた施策

(1) いつまでも元気に楽しく暮らせるまち

住み慣れた地域で、いきいきと自分らしく、楽しい生活が続けられるよう、社会参加や交流の場の充実を図るとともに、介護予防を推進し、いつまでも元気に暮らせるまちをめざします。

○健康・生きがいくくり

- ・健康の保持・増進
- ・健康づくり施策との連携
- ・生きがいくくり・社会参加

○介護予防・自立生活支援の充実

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ・予防給付(要支援者への介護保険サービス:看護、リハビリなどの重度化防止)の充実
- ・在宅福祉・生活支援サービス等の充実
- ・自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

(2) 介護が必要となっても安心して暮らせるまち

一人ひとりの意思を尊重し、一人ひとりの能力に応じた質の高い介護サービスを受けながら、安心して暮らせるまちをめざします。

また、中・重度の要介護状態であっても安心して生活をおくれるまちをめざします。

○介護保険サービスの充実

- ・在宅サービスの充実
- ・サービス基盤の整備
- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・認知症施策の推進

○地域密着型サービス・介護保険施設等の整備目標

- ・地域密着型サービスの充実
- ・施設サービスの整備・充実

○サービスの質の向上

- ・介護給付費の適正化の推進
- ・医療と介護の連携による包括的なケアマネジメントの充実
- ・介護サービス従事者等の質の向上
- ・情報公表等による質の向上
- ・事業者に対する指定・監督
- ・介護人材の確保

(3) 地域が連携して支えあいながら暮らせるまち

保健・医療・福祉・介護の連携による地域包括ケア体制の充実した、また、地域住民による声かけや見守り活動等の充実した、地域で支えあいながら暮らせるまちをめざします。

○地域包括支援センターの効果的な運営

- ・地域を支援する体制の強化
- ・効果的な運営体制の構築
- ・日常生活圏域について

○地域包括ケアを支えるしくみの整備・充実

- ・地域ケア会議の推進
- ・生活支援体制の基盤整備

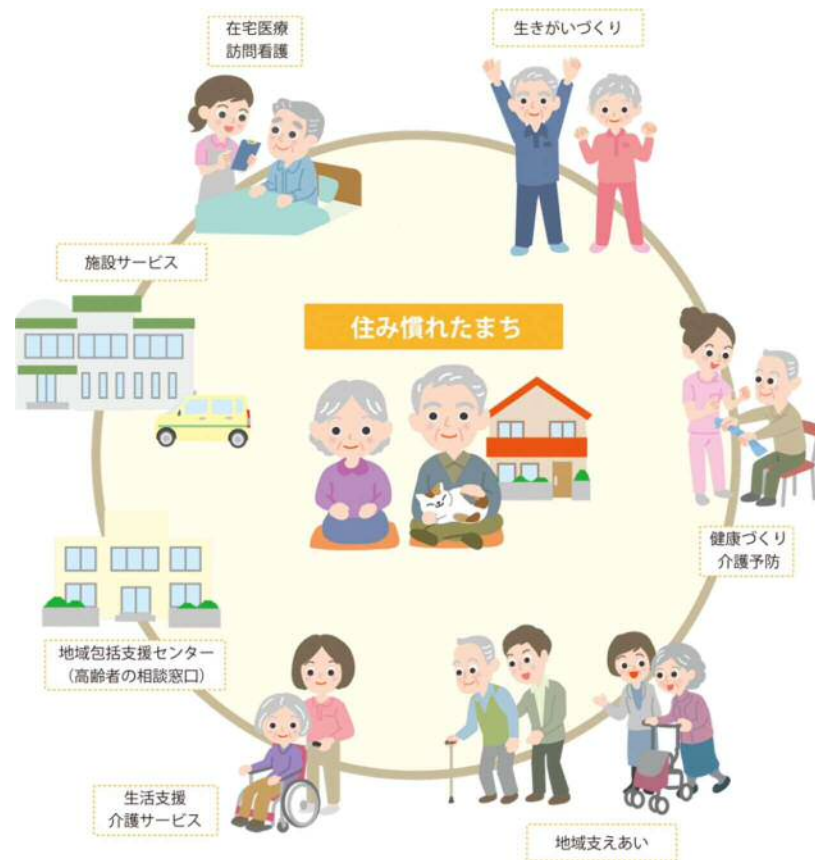
○地域福祉の充実

- ・地域で支えあうしくみづくり
- ・伝え育むしくみづくり
- ・その人らしく暮らす環境づくり
- ・避難行動要支援者登録制度

○地域共生社会に向けた工程

国では地域共生社会に向けて、当面の改革工程を示しています。市では国の動向を注視するとともに、必要な施策や取り組みを進めていきます。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進



地域包括ケアシステムとは

高齢者が住み慣れた地域で、介護、予防、医療、生活支援、住まいなどのサービスを切れ目なく利用することができるしくみを地域包括ケアシステムといいます。

国においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）をみすえて、この地域包括ケアシステムの構築を全国的に進めています。

本市では、第6期において、地域包括ケアシステムの構築のために計画していた必要な機関やサービスの設置・導入、人員配置等の整備を行い、環境を整え「つながるしくみ」づくりを推進してまいりました。

第7期においては、これらの「つながり」をより強固なものとし、さらに深化・推進するために、「支えあいのしくみ」づくりおよび「5つの施策」を積極的に展開していきます。

5 「支えあいのしくみ」づくり

地域包括ケアシステムの構築においては、自分の健康を守る努力の「自助」と住民同士の支え合い、助け合いの「互助」を基本として、必要なかたには「共助」、これらで解決できないときには「公助」を使うというバランスが重要になってきます。

本市では、生活支援体制の基盤整備を積極的に推進し地域の「つながり」を強固にするとともに、地域の人々がお互いに助け合い、支えあいながら地域の課題に取り組めるよう支援を行います。

6 地域包括ケアシステムの深化・推進のための5つの施策

(1) 在宅医療・介護連携の推進

- ICTを活用した情報連携の推進
- 連携拠点の活用

(2) 認知症施策の推進

- 新オレンジプラン施策の推進
- 認知症サポーターの活躍の場の充実

(3) 生活支援体制の基盤整備

- 多様な主体によるサービスの活用
- 生活支援コーディネーターによる取り組みの強化
- 協議体による地域の情報共有・連携の推進

(4) 地域ケア会議の推進

- 地域のネットワーク構築に向けた会議の充実
- 自立支援型地域ケア会議の導入

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- 自立支援・重度化防止に向けたサービスの充実
- 自立に向けた介護予防ケアマネジメントの支援

7 サービス基盤の整備のための主な施策

(1) 在宅サービスの充実

- 今後、中・重度の要介護者の増加が見込まれることから、在宅での医療・介護サービスが連携により効果的・効率的に提供されるよう、地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護などについて、日常生活圏域ごとに整備を進め在宅サービスの充実を図ります。

(2) サービス基盤の整備

- 上記サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）を除く、地域密着型サービスについては、ニーズや利用状況を把握しながら必要な量を日常生活圏域内でバランスよく配置されるよう、今後とも圏域間の調整を行い、計画的に整備を図ります。
- 居宅介護（予防）サービスについては、ニーズや利用状況を把握しながら、整備区域を限定せずに必要な量の整備を図ります。
- 施設サービスについては、認知症や高齢単身世帯などにより、在宅での生活の維持継続が困難な要介護者や医療的ケアが必要とされる要介護者に対して、適切にサービスが提供できるよう計画的に整備を図ります。

第3節 川口市障害者福祉計画

ともに生き、みんなが元気に輝くまち

1 策定の背景と趣旨

「障害者権利条約」の発効にともない、同条約の締結に向けた国内法の整備をはじめとする障害者制度改革が進められ、平成23年8月に障害者基本法が改正されるとともに、平成24年10月には障害者虐待防止法が施行されるなど、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市では、平成25年3月に川口市障害者福祉計画（平成25年度～平成29年度）を策定し、総合的かつ計画的に障害者施策を進めてきました。

このような環境の変化やニーズに対応し、地域に暮らすすべての人がいきいきと生活できる社会の実現をめざして、既存の障害者福祉計画を見直し、新たに川口市障害者福祉計画（平成30年度～令和5年度）を策定するものです。

この計画の期間は、平成30年度から令和5年度までの6カ年です。

2 計画対象者の範囲

本計画では、障害者基本法第2条第1項に基づき、身体障害・知的障害・精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）並びに難病なども対象とします。

3 川口市障害者福祉計画（平成30年度～令和5年度）の全体像

基本理念

「ともに生き、みんなが元気に輝くまち」

- 障害のある人もない人も地域社会を構成する一員として社会・経済・教育・文化その他のあらゆる活動に参加する機会が与えられることが必要です。
- 本市の障害者施策は、障害のある人もない人も一緒に地域の中で健康で安心して暮らせることが正常な状況であるとする考え方（ノーマライゼーション）と、障害は身体的特徴である機能障害と社会のさまざまなバリアとの相互作用であり、バリアのない社会をめざして、合理的配慮をしないことは差別になると決めている障害者権利条約の理念のもとに推進します。
- すべての人々が排除・差別されることなく、互いに認めあい、地域全体で包み込み・支えあうという意味の「ソーシャル・インクルージョン」、そして子ども・高齢者・障害者などすべての人々が役割を持ち、自分らしく暮らすことが

できる社会という「地域共生社会」の視点も踏まえ、障害者が地域の一員としてみんなで支えあう社会の実現をめざします。

(1) 3つの基本目標

①市民だれもが自分らしく生きることのできる環境づくり

川口市は、障害者の社会活動を促進し、一人ひとりが自分らしく生きていくことのできる地域社会の形成をめざします。

②みんなで支えあい、共生できる地域づくり

川口市は、すべての人々が相互に理解し、地域で支えあうことのできる地域共生社会の形成をめざします。

③すべての人々にとってバリアのない社会づくり

川口市は、障害者にとって快適な暮らしを支援するため、すべての人々にとって安全・安心・快適で利用しやすい社会づくりをめざします。

(2) 6つの基本施策と施策の展開方向

ライフステージに応じた支援

6つの基本施策の展開にあたっては、

- 乳幼児期（おおむね妊娠・出産から5歳まで）
- 就学期（おおむね6歳から17歳まで）
- 成年期・壮年期（おおむね18歳から64歳まで）
- 高齢期（おおむね65歳以上）
- 生涯を通じて

など、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組みます。

①地域共生社会の実現

- 1-1 障害者の権利擁護と合理的配慮への取り組み
- 1-2 啓発活動・福祉教育の推進
- 1-3 地域における支えあい活動の促進

②障害児とその家庭への支援

- 2-1 早期発見・早期療育
- 2-2 障害児保育と療育体制の充実

2-3 特別支援教育の推進

③地域における障害者の自立支援

- 3-1 相談体制の充実
- 3-2 日常生活を支える福祉サービスの充実
- 3-3 地域生活への移行促進
- 3-4 生活支援のための施策・制度の推進

④障害者の社会活動の支援

- 4-1 雇用・就労の促進
- 4-2 スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実
- 4-3 障害者の外出支援と移動手段の確保

⑤保健・医療体制の充実

- 5-1 保健活動の充実
- 5-2 医療体制の充実と経済的負担の軽減

⑥障害者にとって安全・安心のまちづくり

- 6-1 バリアフリーのまちづくりの推進
- 6-2 防災・防犯対策等の充実

4 重点施策「将来にわたる安心施策」

(1) 障害者と家族の高齢化への対応

障害者とその家族が抱えている不安を解消するため、グループホームなどの居住系サービスの充実、短期入所施設の充実に努めます。また、家族の切実な要望である入所施設については、その確保に向けた取組みを進めます。

[施策の展開方向]

- 生活の場（住まいの場）の確保
- 短期入所施設の充実
- 自立を見据えた生活支援の充実
- 医療や介護との連携の推進

(2) 障害者の地域生活支援

障害者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、サービス提供方法の改善に引き続き取り組みます。また、必要なときに必要な支援を受けられるよう、障害者相談支援センターの周知など相談支援体制の充実を図ります。さらには、ホームヘルパーの研修への参加を促進し、サービス事業所の質の向上に努めます。

[施策の展開方向]

- 相談体制の充実
- 地域移行支援の充実
- サービス支援の充実

(3) 障害者の雇用・就労支援

障害者が可能な限り一般就労し定着できるよう、障害特性に応じたきめ細かな就労支援を進めるとともに、一般企業での就労が困難な障害者に対し、福祉的就労の場の充実を図ります。

[施策の展開方向]

- 一般就労の促進
- 障害者就労支援センターの充実
- 福祉的就労の場の充実

(4) 災害時の障害者への支援体制の整備

災害時において要援護者の支援を迅速かつ的確に行うために、日頃から地域における要援護者の人数や居住実態を把握し、情報を行政と地域の関係機関で共有し、災害時に活用できるよう努めます。

[施策の展開方向]

- 地域で助けあえる体制整備
- 障害特性に配慮した福祉避難所の整備

第4節 川口市子ども・子育て支援事業計画

みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち

1 計画策定の背景と目的

わが国では少子高齢化と人口減少が予測されており、出生率減少と少子化に早期に歯止めをかけるため、子育て環境の充実が国全体の最重要テーマのひとつとなっています。こうした社会状況を背景に、平成27年度から全国の自治体で子ども・子育て支援新制度に基づく事業がはじまりました。本市では、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「川口市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応するべく、総合的かつ計画的に子育て支援の充実を図ってきました。

この度、第1期計画の完了を迎えたことから、社会動向を念頭に置きながら、第1期計画の実績、施策推進の課題を整理し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画は、子ども・子育て支援を幅広い視点で推進していくため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」など、他の子ども・子育て関連計画を包含するものとして位置付けています。

本計画に基づき、市民・企業・関係団体等と協力・連携して、より質の高い教育・保育を提供するとともに、すべての子どもが健やかに成長する子育て環境づくりに取り組みます。

2 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち

(2) 基本目標と施策の方向性

目標1 すべての家庭の安心で楽しい「子育て」のために【家庭支援】

施策の方向性1 子育てと就労を安心して両立できる環境づくり

- ① 子育てと就労を安心して両立できる保育環境の充実
- ② 保育の質を高める取り組みの推進

施策の方向性2 すべての家庭が楽しく子育てをするための支援の充実

- ① 子育ての喜びを支える相談支援の充実（育児不安の軽減）
- ② 子育てに関する学習と地域とつながる機会の充実
- ③ 子育て家庭の経済的支援

目標2 すべての子どもの健やかで夢のある「子育て」のために【子ども支援】

施策の方向性1 心身の健やかな成長の支援

- ① 子どもと保護者の健康の確保・増進
- ② 食育の推進

施策の方向性2 個性を伸ばす教育と次世代育成

- ① 子どもの居場所づくりの拡充
- ② 日本語学習の支援

目標3 すべての市民が参加する 子育て・子育てにやさしい「まちづくり」のために
【子育て環境づくり】

施策の方向性1 子育て・子育て参加の意識啓発と実践

- ① 市民が応援する子育て・子育ての環境づくり
- ② 児童虐待防止対策の強化

施策の方向性2 様々な状況にある子育て家庭への支援

- ① 子育て家庭の状況に応じた支援
- ② 子どもの発達を支援する取り組み
- ③ 障害児への支援の充実

重点項目

- ① 認定こども園への移行促進
- ② 公立保育所のあり方の検討
- ③ 子ども家庭総合支援拠点の整備
- ④ 放課後児童対策の推進（新・放課後子ども総合プラン）

3 川口市子どもの貧困対策計画

(1) 計画策定の背景と目的

平成28年の国民生活基礎調査の結果では、平成27年の子どもの貧困率が13.9%、およそ7人に1人の子どもが経済的に貧困の状態であること、子どもの貧困率が1980年代から上昇傾向であること、ひとり親世帯の貧困率が他の世帯に比べて高いこと等が分かりました。

こうした実態や貧困対策の地域格差等を受けて、国の子どもの貧困対策の推進に関する法律が令和元年6月に改正され、子どもの貧困対策についての計画の策定が市町村の努力義務とされました。

本市では、困難な状況に置かれている子どもとその家庭を取り巻く状況を把握し、子どもの貧困に対する施策立案に反映するため、平成30年度に市内の小・中学生及びその保護者を対象とした子どもの生活実態調査を実施しました。この結果を踏まえ、困難な状況に置かれている子どもとその家庭を取り巻く状況に応じて子どもの貧困対策を進めます。

(2) 子どもの貧困対策の基本方針

基本理念

すべての子ども達に、生まれ育った家庭の経済状況等に関わらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を保証します。

目標1 教育の支援

子どもが質の高い教育を受け、自分の能力や可能性を伸ばすことのできる支援を行います。

目標2 生活の支援

子どもが社会的に孤立することのないよう、生活面の支援を行います。

目標3 保護者の就労支援と経済的支援

保護者が経済的、社会的に自立できるよう、支援を行います。

重点施策1 子どもの生活・学習支援事業

重点施策2 社会資源のネットワーク化